

以下の通り、「まん延防止等重点措置」本島内9市に要請されています。ご家庭においても感染防止に協力の程よろしくお願い致します。

県民への要請（県内全域）

【特措法第 24 条 9 項：協力要請】【特措法第 31 条の 6 第 1 項：命令、過料等の対象となる要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること（法第 24 条第 9 項）
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること（法第 24 条第 9 項）
- 県外との不要不急の往来は自粛すること（法第 24 条第 9 項）
- 離島との不要不急の往来は自粛すること（法第 24 条第 9 項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしないこと
（法第 24 条第 9 項・法第 31 条の 6 第 2 項）
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること（法第 24 条第 9 項）
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない
飲食店の利用を自粛すること（法第 24 条第 9 項）
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第 24 条第 9 項）

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について

慎重な検討を促されていることにご留意ください。